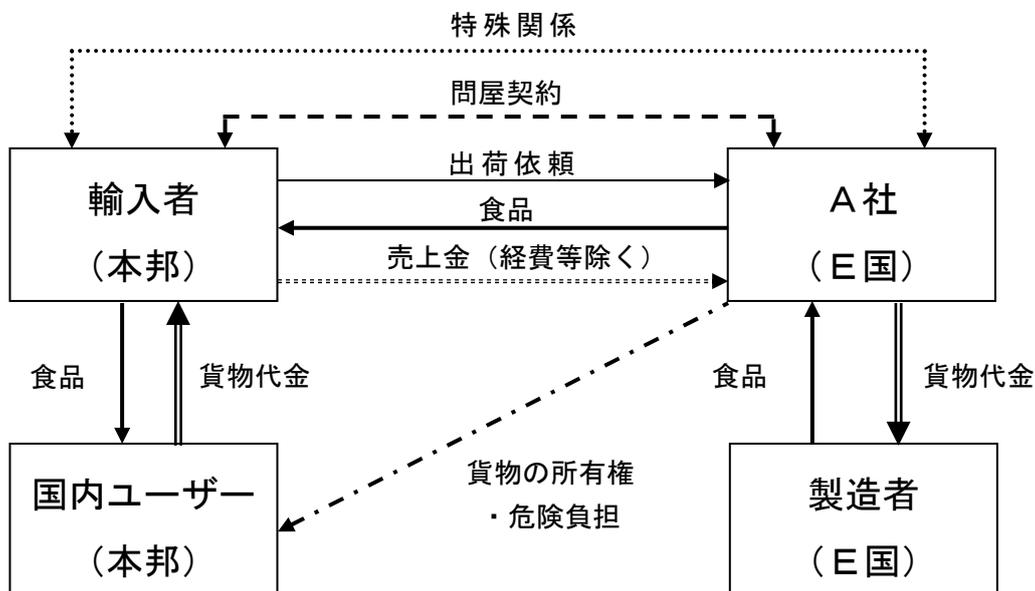


4. 特殊関係にある者との問屋契約に基づき

輸入する場合の「輸入取引」の認定



【照会要旨】

当社は、特殊関係にあるE国所在のA社との問屋契約（※）により、同じE国所在の製造者からA社が購入した食品を輸入します。

輸入貨物は、A社により製造者から購入され、A社の倉庫で保管され、当社の出荷依頼により本邦に向けて船積みされます。

当社は、問屋契約に基づき輸入した貨物を問屋契約の受託者として国内ユーザーに販売しますが、貨物の所有権及び危険負担はA社から直接に国内ユーザーに移転します。

当社は、国内ユーザーへの売上金から当社の経費等を差し引いた金額をA社に送金します。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が輸入する貨物は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」によるものと認められますか。

※ 問屋契約（といやけいやく）

商法第551条において「問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為メニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スヲ業トスル者ヲ謂フ」と規定されており、売買契約とは異なる契約です。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社がA社から輸入する貨物は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」によるものとは認められません。

(理由)

「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。）を有する者（個人であるか法人であるかを問わない。）が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実にその貨物が本邦に到着することとなったものをいい、現実に貨物が本邦に到着することとなった取引がその貨物を本邦に到着させることを目的として行われた売買以外のものである場合には、その貨物は輸入取引によらない輸入貨物に該当します。

上記の輸入貨物は、問屋契約に基づき現実に輸入されますが、上記の問屋契約はその貨物を本邦に到着させることを目的として行われた売買以外のものであることから、上記の輸入貨物は関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」によるものとは認められません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法基本通達4-1(1)、4-1の2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）